

令和8年9月18日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用の扇風機についての注意喚起、スピーカー（充電式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 5件
（うち焙煎機（コーヒー豆用）2件、電動アシスト自転車1件、
電気式浴室換気乾燥暖房機1件、スピーカー（充電式）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 21件
（うち扇風機1件、電話機1件、スピーカー（充電式）1件、電気洗濯機1件、
食器洗い乾燥機1件、除湿機1件、リチウム電池内蔵充電器5件、
電動車いす（ハンドル形）1件、電動車いす（ジョイスティック形）1件、
ウォーターサーバー1件、電動車いす（ハンドル形）1件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、乳幼児用椅子1件、
携帯電話機（スマートフォン）1件、照明器具1件、
接続箱（太陽光発電システム用）1件、キッチンボード1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。（管理番号：A202400387、A202400388、A202400547、A202500374を除く。）

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600667	令和8年9月2日	令和8年9月15日	電動車いす(ハンドル形)	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で走行中、道から外れて農地に転落し、腰部を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	広島県	
A202600668	令和8年7月9日	令和8年9月15日	電動車いす(ジョイスティック形)	死亡1名	使用者(80歳代)が当該製品で走行中、階段から転落して死亡した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月17日
A202600669	令和8年8月28日	令和8年9月15日	ウォーターサーバー	火災	倉庫で発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202600670	令和8年3月6日	令和8年9月15日	電動車いす(ハンドル形)	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、道から外れ、崖下へ転落し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月2日
A202600671	令和8年6月13日	令和8年9月15日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	車両内で異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和8年6月26日に公表したポータブル電源(リチウムイオン)に関する事故(A202600276)と同一 令和8年7月2日に消費者安全法の重大事故等(ポータブル電源(リチウムイオン))として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月3日
A202600672	令和8年7月17日	令和8年9月15日	リチウム電池内蔵充電器	火災 軽傷1名	飲食店で当該製品を使用中、当該製品をズボンのポケットに入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月10日
A202600673	令和8年7月3日	令和8年9月15日	乳幼児用椅子	重傷1名	幼児(2歳)が当該製品とともに転倒し、右腕を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	長野県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月8日